

広報あおもり

2024年 3月号



青森県警察シンボルマスコット
「アピーくん」&「レピーちゃん」

青森県警察本部 広報課



目次

- 1 警察職員採用予定広報【警務課】
- 2 子供の安全対策【生活安全企画課】
- 3 子供に関する相談は「少年サポートセンター」へ【生活安全企画課】
- 4 特殊詐欺の被害をなくそう【生活安全企画課】
- 5 スピードの出し過ぎに注意しよう【交通企画課】
- 6 シートベルト・チャイルドシート着用促進【交通企画課】
- 7 運転免許自主返納支援のお知らせ【交通企画課】
- 8 違法駐車禁止【交通指導課】
- 9 運転免許業務に関するお知らせ【運転免許課】
- 10 二輪免許、農耕車を使用した大特・牽引免許技能試験の再開【運転免許課】
- 11 3月の広報予定

1 警察職員採用予定広報【警務課】

君の正義が 誰かの笑顔に

警察官 A (大卒) 及び警察行政 (大卒程度) を募集します！

警察官 A (大卒) 及び警察行政 (大卒程度) の採用試験を行います。
受験資格等は次のとおりです。

受験職種	採用予定人員	受験資格
警察官 A (大卒)	未定	詳細は令和6年5月上旬配布予定の各試験案内をご確認ください。
警察官 A (大卒・武道指導)	未定	
警察行政 (大卒程度)	未定	

受験職種等は変更になることがありますので、詳細については、それぞれの試験案内で確認してください。

受付期間	警察官 A	令和6年5月上旬～令和6年6月中旬
	警察行政	令和6年5月上旬～令和6年5月下旬
第一次試験	警察官 A	令和6年7月中旬
	警察行政	令和6年6月中旬
試験場所 (予定)	警察官 A	青森市、八戸市、弘前市、さいたま市
	警察行政	青森市、東京都

◎ 受験手続及び案内、その他の問合せ先

・警察官 A

青森県警察本部警務課人事・採用係 ☎0120-337-314

青森県警察ホームページ

https://www.police.pref.aomori.jp/keimubu/keimu/saiyo/saiyo_index.html

・警察行政

青森県人事委員会事務局任用担当 ☎017-734-9829 (直通)

子供の安全対策

安全・安心のためのポイント

●一人歩きは注意！複数人で行動しましょう

夜間は特に危険です。できるだけ明るい場所を選び、2人以上で行動しましょう。

●防犯ブザーや防犯笛を持ち歩こう

防犯ブザーや防犯笛を鳴らしたら、不審者が立ち去った事例があります。

●周囲や後ろに気をつけよう

不審者に後をつけられているかもしれません。

●「歩きスマホ」はやめよう

スマホや音楽プレーヤーを使用しながら歩いていると、不審者の接近に気づかないおそれがあります。

●周囲に助けを求めよう

危険を感じたときは、すぐ逃げて、助けを呼んでください。

●逃げる場所を確認しよう

「子ども110番の家」など、いざというときに逃げ込める場所を確認しましょう。

「ながら見守り」にご協力を！



「ながら見守り」とは、普段の生活や事業活動をしながら、防犯の視点を持って通学路等の見守り活動を行うことです。

**(例) ウォーキングしながら ジョギングしながら 花壇の手入れをしながら
通勤や配達をしながら 犬の散歩や買物をしながら など**

愛犬の散歩や買物の際は、できるだけ通学路を利用するようお願いします。

一人でも多くの目で「見守り活動」を行うことが犯罪抑止につながります。

地域全体で犯罪の起きにくい環境を目指し、子供を性犯罪や連れ去りなどの犯罪から守りましょう！

青森県警察防犯アプリ「まもリン」運用中！

青森県警察では、青森県警察防犯アプリ「まもリン」を運用しています。みなさんの身近で発生する事件の情報や、子供や女性を対象とする事案の情報などを提供しています。ダウンロードは無料ですので、QRコードまたは各種アプリストアからダウンロードをお願いします。



(iPhone版) (Android版)

警察相談専用電話 # 9110 または 017-735-9110

子供に関する相談は少年サポートセンターへ

少年サポートセンターは何をしているところ？

非行や犯罪被害などの問題を抱えた少年の立ち直りを支援する機関です。
少年自身や保護者からの相談を受けるほか、検挙・補導された少年や問題行動のある少年、犯罪被害に遭った少年が

- 犯罪を繰り返さない (再非行防止)
- 問題行動がエスカレートしない (未然防止)
- 再被害に遭わない (再被害防止)

よう、少年や保護者に寄り添い、継続的な支援活動を行っています。



少年問題に関する専門的な知識や技能を持つ「少年補導職員」が、保護者の同意を得たうえで保護者と協力し、少年の抱える問題に応じて助言や面接指導を行うほか、学校や関係機関、地域の警察ボランティアと連携しながら、少年の立ち直りに向けた支援活動を展開しています。

どんな活動をしているの？

《少年相談活動》

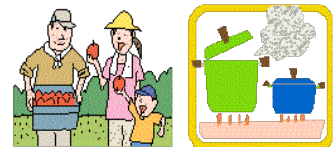
少年のことなら、相談者、内容は問いません。
相談内容によって他の機関を紹介することもできます。

《継続的な支援活動》

面接、電話による専門的な助言指導のほかに

- 修学、就労支援活動
- 農業体験活動（地域と連携）
- 学習支援・物作り体験活動（ボランティアと連携）

なども行っています。



少年サポートセンターはどこにあるの？



○ 青森少年サポートセンター

新町センター（警察本部内）☎0120-58-7867

安方センター（青森警察署内）☎017-776-7676

○ 八戸少年サポートセンター

（八戸警察署内）☎0178-22-7676

○ 弘前少年サポートセンター

（弘前警察署内）☎0172-35-7676

受付時間：月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

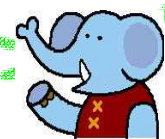
《少年サポートメール》

youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp

24時間受信、回答は2～3日後（土・日・祝日・年末年始を除く）



一人で悩みを抱え込まず、気軽に相談してください！



特殊詐欺の被害をなくそう！

◇青森県内の令和6年1月末現在の特殊詐欺発生状況

認知件数 2件 (前年比-2件)
被害金額 403万円 (前年比-21万円)
未然防止件数 6件 (前年比-1件)



1月中に認知した2件は、いずれも架空料金請求詐欺でした。

架空料金請求詐欺とは、身に覚えのない料金を請求するなどしてお金をだまし取ることです。このうち、「サイト未納料金」と「当選金（贈与金・支援金）」をかたる手口をご紹介します。

架空料金請求詐欺

●サイト未納料金名目

携帯電話に突然、「未納料金があります。今日中に支払わなければ、裁判になります。」などとメッセージが届き、振込や電子マネーでの支払いを要求されます。

●当選金（贈与金・支援金）受取名目

携帯電話に「あなたが当選しました。」「支援金があります。」などとメールが届き、記載されたURLを開くと手続きをするためのサイトにつながり、途中で「手続きを続けるためには電子マネーを買って番号を入力してください。」などと指示されます。

⇒ どの手口も一度お金を支払うと、理由をつけて、何度もお金を要求されます！



「未納料金」「裁判になる」「電子マネーで支払え」

これらは詐欺のキーワード！要注意！！

携帯電話を使用しながらATMを操作している方や、コンビニで多額の電子マネーを購入しようとしている方を見かけたら、「詐欺じゃないですか」と声掛けをお願いします。

身に覚えのないお金の話は一人で対応せず、家族や知人、最寄りの警察署または交番・駐在所にご相談ください。

警察相談専用電話 井9110または017-735-9110



青森県警察特殊詐欺被害防止キャラクター「サギかもくん」

5 スピードの出し過ぎに注意しよう【交通企画課】

スピードの出し過ぎに注意しよう

雪解けが始まり路面状況が良くなると、スピードの出し過ぎによる交通事故の発生が懸念されます。

交通事故を起こすと、自分だけでなく家族や職場へも精神的・経済的負担を与えることとなります。

雪解け時期は速度を控えめに！

- 雪解けとともに、歩行者や自転車の通行量が増加するなど交通環境が変化します。ドライバーにとっては、危険性が高まる時期といえますので、このような時期こそ速度を控えめにするのが大切です。
- スピードを出し過ぎると、視野が狭くなり、標識等の見落としや危険回避への遅れが生じることから、思わぬ事故につながります。

常に路面状況、気温に注意して、安全な速度で交通事故を起こさないようにしましょう。

路面凍結に注意！

- 日中は天候が良くても、朝・夕は気温が下がり、雪解け水が凍り、見た目には黒くぬれているように見える路面が、実際はブラックアイス（凍結）状態になっていることがあります。

また、日中でも陽の当たらない箇所や橋の上、トンネルの出入り口付近などは路面が凍っていることがあります。

- 坂道の走行には注意！

下り坂の途中で、ブレーキを強く踏むことや、不用意にシフトダウンをすることは、スリップ事故を招きます。

下り坂に入る前に減速し、エンジンブレーキを効かせながら走行しましょう。



6 シートベルト・チャイルドシート着用促進【交通企画課】

シートベルト・チャイルドシートで命を守ろう

自動車の運転者は、道路交通法により

- シートベルトを着用しないで運転してはならないこと
- シートベルトを着用しない人を乗せて運転してはならないこと
- チャイルドシートを使用しない6歳未満の子供を乗せて運転してはならないこと

と定められています。

令和5年中の自動車乗車中の交通事故死者15人のうち、シートベルトを着用していなかった方が7人でした。

令和4年に実施されたシートベルト着用状況調査では、一般道における青森県内の運転席・助手席のシートベルト着用率は全国平均を上回っています。

しかし、後部座席の着用率は4割以下で全国平均を下回るという結果になっています。

また、令和5年に実施されたチャイルドシート使用状況調査では、青森県内のチャイルドシートの使用率は全国平均を僅かに下回り、約2割以上が未だにチャイルドシートを正しく使用していない状況にあります。

調査結果

	本県	全国
運転席	99.5%	99.1%
助手席	98.6%	96.9%
後部席	37.0%	42.9%
チャイルドシート	75.0%	76.0%

「スピードが出ていないから大丈夫」、「子供をしっかり抱っこしていれば大丈夫」と考えていませんか？

- チャイルドシートを使用していなかったために、事故の衝撃でダッシュボードや窓ガラスに体をぶつけ、大怪我を負う
- 車内から外に放り出されて全身に大怪我を負う

という交通事故が発生しています。

また、自分の車のスピードが遅くても、相手の車のスピードが速ければ、衝突時の衝撃は大きくなります。車は鉄の塊であり、その衝撃による反動は、人間の力では到底支えられるものではありません。

運転者は、シートベルトやチャイルドシートは自分と同乗者の「命を守る」という意識を持ち、全ての座席でのシートベルト着用とチャイルドシート使用をお願いします。



運転免許自主返納者支援のご案内

高齢者の皆さんの中には、加齢による身体機能の衰えを感じ、車の運転が危険であると思いつつも、買い物や通院のために運転を続けている方もいると思います。全国的にこのような高齢者の方々による重大交通事故が発生し、大きな社会問題となっています。

青森県警察では、車の運転に不安を感じて自動車運転免許証を自主返納した方々の生活を支援するため、「運転免許自主返納者支援事業」を推進しております。この事業は運転免許証を返納し「運転経歴証明書」を取得された方に対し、タクシー運賃や商品の割引、商品宅配サービスなどの特典を協賛企業から提供するものです。

◇支援を受けるまでの流れ◇

①運転免許証を返納する



【 自主返納の受付場所 】

- 青森県運転免許センター
- 弘前自動車運転免許試験場
- 八戸自動車運転免許試験場（八戸警察署内）
- むつ自動車運転免許試験場（むつ警察署内）
- 各警察署

②運転経歴証明書を申請し、交付を受ける



【 運転経歴証明書について 】

- 運転経歴証明書は顔写真付きで、身分証明書として使用することができます。
- 有効期限
無期限（更新の必要なし）
 - 交付手数料
1,100円
 - 申請場所
上記自主返納の受付場所と同じ
 - 申請可能な方
運転免許証の有効期限内に自主返納した方、もしくは運転免許失効後5年以内の方

③協賛店に運転経歴証明書を提示して支援を受ける



【 支援協賛店について 】

- 支援協賛店数
県内431店舗、17自治体（令和5年12月末現在）
- 【 支援協賛店一覧表の配布場所 】
- 青森県運転免許センター
- 各自動車運転免許試験場
- 警察本部1階ロビー
- 各警察署

↑このステッカーが支援協賛店の目印です↑

※ 詳しくは県警ホームページまたは「運転免許自主返納者支援協賛店一覧表」をご覧ください。

運転免許自主返納事業のページはこちらです。
自主返納の受付時間等もこちらから確認できます。



8 違法駐車禁止【交通指導課】



広報資料

違法駐車はやめましょう

交通指導課



県内では降雪期を迎え、積雪により交通事故や渋滞の発生が懸念されます。

違法駐車は事故や渋滞の原因となるばかりでなく、救急車などの緊急自動車の通行を妨げたり、除排雪作業の妨害となるなど、県民生活に大きな影響を及ぼします。

ドライバーの皆さん自身がルールを守ることはもちろん、事業者の方が駐車場を確保するなど「違法駐車をしない、させない環境作り」をすることで、違法駐車をなくしましょう。

ご存じですか、放置違反金制度



○ 放置違反金制度とは

放置駐車違反をした運転者が警察署に出頭してこない場合など、運転者の責任追及ができないときは、**公安委員会が放置車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることができる**という制度です。

○ 車両の使用者とは

運行を支配し、管理する者をいい、通常は**自動車検査証の使用者欄に記載された方**をいいます。

○ 車検拒否について

放置違反金が納付されないときは、**督促状によって督促を行います。**

督促を受けた方は、納付が確認されるまで車検を受けることができません。

○ 強制徴収について

督促を受けた方が、指定期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、期限までに納めた方との公平を保つため、**自宅や勤務先への電話、訪問催促を行い自主納付を促すとともに、財産（現金、預金、自動車など）の差し押さえによる強制徴収を実施**します。





運転免許センターにおける 金曜日の取扱事務の変更について

青森県運転免許センターでは、**毎週金曜日は、次の免許窓口事務の取扱いをしておりません。**お間違えのないように、ご注意ください。

- 運転免許証の更新
- 運転免許証の再交付
- 国外運転免許証の申請
- 運転経歴証明書の交付・再交付の申請
- 失効受験、特定取消処分者受験



むつ自動車運転免許試験場における 第1・第3金曜日の取扱事務の変更について

むつ自動車運転免許試験場では、**令和5年10月1日から第1・第3金曜日は、次の免許窓口事務の取扱いをしておりません。**お間違えのないように、ご注意ください。

- 運転免許証の更新
- 運転免許証の再交付
- 国外運転免許証の申請受理、交付
- 運転経歴証明書の申請受理、交付、再交付

※ 弘前、八戸試験場や各警察署の取扱事務に変更はありません。

詳しくは、ホームページをご覧になるか、下記までお問い合わせください。



【 お問い合わせ先 】
青森県運転免許センター
電話 017-782-0081





技能試験再開のお知らせ



青森県運転免許センターでは、冬期間休止していた



自動二輪免許
農耕用大型特殊免許
農耕用牽引免許



の技能試験を再開します。

再開日
令和6年4月1日(月)

試験日は次のとおりで、受験日前日までに予約が必要です。

自動二輪免許 ～ 月・木曜日

大型特殊免許 ～ 火・水・木曜日

牽引免許 ～ 水・金曜日

受験を希望する方は、運転免許センター2階の試験窓口にご直接お越しいただくか、電話により予約をお願いします。

予約受付は、月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前9時から午後4時までとなります。

予約後、都合により受験できない場合は、キャンセルの連絡をしてください。

また、悪天候の場合は中止となることがありますので、その際は運転免許センターにお問い合わせください。

お問い合わせ

青森県運転免許センター 試験・教習所係

電話017-782-0081

3月の広報予定

○ テレビ放送予定

青森朝日放送「メッセージ」(毎週土曜日 9:30 ~ 9:35)	
第3週(16日)	・令和6年度 警察職員採用試験情報

○ ラジオ放送予定

エフエム青森「あおもり・ふぁん」(毎週月曜日~金曜日 16:55 ~ 17:00)	
第4週(18日から22日)	・令和6年度 警察職員採用試験情報

RABラジオ「県広報タイム」(毎週月曜日~木曜日 7:30 ~ 7:35)	
第2週(4日から7日)	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺の被害防止 ・子どもや女性の犯罪被害防止
第3週(11日から14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪被害110番」相談電話のお知らせ ・二輪免許、農耕車を使用した大特・牽引免許技能試験の再開について
第4週(18日から21日)	<ul style="list-style-type: none"> ・進学進級時の少年非行や犯罪被害防止
第5週(25日から28日)	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許業務に関するお知らせ ・「110番」の正しい利用方法等

○ 音楽隊の派遣予定

<p>3月5日(火)</p> <p>第1部 12:00 ~</p> <p>第2部 14:00 ~</p>	<p>憩いのコンサートinラピア</p> <p>(八戸市:ショッピングセンターラピア1階 フェスタプラザ)</p>
--	---